
令和4年 第116回(定例)新温泉町議会会議録(第5日)

令和4年6月21日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和4年6月21日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第40号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第41号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第42号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第43号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第44号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第45号 令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第46号 令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第47号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(民生教育常任委員長報告)
- 日程第12 議員派遣
- 日程第13 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第40号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第41号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第42号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第43号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第6 議案第44号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第45号 令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第46号 令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第47号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(民生教育常任委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書について
- 日程第12 議員派遣
- 日程第13 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(16名)

1番 中村 茂君	2番 西村 龍平君
3番 岡坂 遼太君	4番 澤田 俊之君
5番 米田 雅代君	6番 森田 善幸君
7番 浜田 直子君	8番 河越 忠志君
9番 重本 静男君	10番 竹内 敬一郎君
11番 岩本 修作君	12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君	14番 中井 次郎君
15番 小林 俊之君	16番 宮本 泰男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 島木 正和君 書記 小林 正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村 銀三君 副町長 西村 徹君
 教育長 西村 松代君 温泉総合支所長 西澤 要君
 牧場公園園長 小野 量就君 総務課長 中井 勇人君

企画課長	水田賢治君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	朝野繁君
商工観光課長	福井崇弘君	農林水産課長	原憲一君
建設課長	松井豊茂君	上下水道課長	井上陽一君
浜坂病院事務長	宇野喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君
会計管理者	山本輝之君	こども教育課長	中島昌彦君
生涯教育課長	谷渕朝子君	調整担当	中家亨君
代表監査委員	島田信夫君		

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第116回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たりまして、議員各位には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、令和4年度一般会計補正予算並びに特別会計及び公営企業会計の補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算、諮問案1件につきまして、御審議を賜りたく存じます。

議員各位におかれましては、連日の御審議をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、第116回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

議会運営委員会が6月20日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

昨日、本会議の後、この本会議場で行いました。内容は、委員会の閉会中における所

管事務調査の申出でございます。これのみでございます。この申出を議長宛てに行うことを決定をいたしました。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 議案第40号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、議案第40号、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議案といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はありませんか。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 4款1項3目、14ページの負担金補助金の水道事業経営のところを少し詳しく御説明いただけたらと、もう一度お願いします。

○議長（宮本 泰男君） 澤田俊之君、もう一度。

○議員（4番 澤田 俊之君） すみません。14ページ……。

○議長（宮本 泰男君） マイク意識してお願いします。

○議員（4番 澤田 俊之君） 予算書14ページ、4款1項3目の補助金で水道事業経営ということで計上されておりますけども、その内容を詳しく御説明いただきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） この補助金につきましては、新型コロナウイルスの感染の影響等で町民の皆さんの生活が大変厳しいということでございまして、町民への経済的な支援策として、水道事業のほうで基本料4か月を減免するということになってございます。以前のコロナウイルスが蔓延した折にもこのような対策を行いましたので、現在の町民の皆さんのそういった経済的な御苦労の中で、前回同様の支援をこのたび行いたいということでございますので、その分の減免分を一般会計から水道事業会計に補助するものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 前回はされて、改めて今回計上されたということは、前

回された、検証されて、要するに事業検証されて、今回計上されたというふうに思うんですけれども、前回の検証結果をお聞かせいただきたい。

というのは、経済支援、4か月で経済支援になるのかなというような疑問点を持っております。ですんで、逆に、1年間半額補助とか、そういうふうな考え方もできるんじゃないのかなというふうな考えもありますので、その検証結果で今回こういう予算計上されたと思われまして、検証結果のほうをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 具体的にはそれぞれの御家庭の事情等もあると思いますが、前回もそれぞれの御家庭でのそういった経済的な苦労があるという中で、減免することにおいて、一定の町内での消費等もあるという中で、他市町の状況等も踏まえて、基本料の4か月としたところでございます。このたびもそういった、これから一定コロナの感染対策が緩やかになろうとしている中で、さらに経済的な刺激を与えるというようなことで、前回と同様の基本料4か月という対策を打とうということでございますので、その分の経営補助ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 経済の刺激というふうなお話もありますけど、反面、生活に困っておられる方の助けという部分も非常にウエートが、私は、今の社会経済の中では大きいと思います。4か月いただきました、じゃあ、そのお金がどこに行くのかと。ある記事によれば、貯蓄に回ってるというような記事もあります。いうことで、本当に生活の下支えをするのであれば、やはりある部分、長期的な視野でその辺考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

それと、あと、これ、4月の緊急経済対策の話の事業内容だと思いますけれども、たしか、これ基本、事業者向けに対する水道減免等々というふうな書き方をされたようなことを目にしたことがありますけれども、そういうところに関しては特に問題がないんでしょうか。以上で終わります。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 町民の皆さん、様々な給与体系の方もいらっしゃると思いますが、前回も全ての町民の方の基本料を減免することによって、全体の経済政策の一つのツールとして提案を申し上げて、対策を打ってきたところでございます。事業者をはじめ、全ての町民の方の基本料を4か月減免することによって、そういった苦しい方はもちろんでございますけれども、町全体の経済対策の一つとして経営補助するものでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかにありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 予算説明書の6ページ、財産管理費で、今回、外壁の一部が破損したという事故があったわけなんですけれども、それに対して先日の説明いただい

た中では、そこを補修すると。あと、ほかの部分については、職員が点検をしたというふうにおっしゃっておられたと思います。この庁舎自体について、外壁はタイル張りの部分もかなりあります。職員がこういった形の点検をされて、今回、人身事故には至らなかったわけですけれども、各施設が定期報告というような制度も、建築基準法の12条なんですけどね、そういったものもあって、実際に町で発注した部分もあります。その中で、本庁舎について今回の事故、ああいう破損事故ですね、それに対して職員が見られたと。タイル張りの外壁等をどこまで調査されたのか、その辺りについて、ひとつ、これは大きな、事故の防止という面も大きいところがあるし、それは行政的な責任もあるんですけど、そこをどこまで把握して、これを実行されたのか、指示をされたのか、上のほうでどういうふうに指示されたのかについて、お聞きしたいと思います。

もう一つ、今回の緊急対策の概要ということで一番最初に上げていただいているものなんですけれども、今回の補正を含めて、4億9,348万8,000円の総額ということの中で、国庫支出金が1億3,564万2,000円、そして、一般財源ということで3億3,644万6,000円ということになってるんですけども、県の対策である、次ページに書いてあるとこでいくと、今回のお買物券の関係でいくと、県のほうで788万1,000円が計上されてるということで説明があるんですけども、これはこの表の中のどこに含まれているのかということ。そして、トータルとして、地方債を含めて、町と国庫支出金のほうをトータルしていった中で、コロナの関係と国庫支出金、そして、それを足していくと4億4,318万円ということで、8,917万円が足りないんですね。ということは、純粹に一般財源、要は、国から出てきてないお金っていうもんが出てくるわけなんですけれども、これについて、地方債がその中で2,140万円あるんですけども、あと7,800万円ほどについてどうなのということの中で、先ほどの水道事業のほうに回されている部分が4,700万円ほどあるということは、これは単純に、コロナの関係ではない部分にはみ出てきているというふうにも考えられるんですね。そういったことについて、どんなふうな、効果を含めてお考えになられているのか、その辺りについての御説明をいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） まず最初に、財産管理費の件です。このたび3月の強風により屋上の外壁パネルが破損しましたので、予算的にはその分を修繕するというところで計上をさせていただいております。その修繕に当たって概算見積りをする際に、各屋上、また周辺、庁舎内、庁舎建物、外壁等を一応目視というレベルですけれども確認をして、このたびの補正につきましては共済金の対象ということで、あくまで原状復旧ということを基本に予算を計上させていただいております。今後につきましては、計画的な修繕等も必要になってくるということも今後検討しなければならないというふうに思っております。公共施設等の管理計画等も確認する中で、今後この庁舎に限らず、修繕等を、何らかの対応を、方向性も含めて検討をしていく必要があるというふうに認識をしております。

ます。

次に、緊急経済対策の件ですけれども、このたびの補正につきましては、先ほど資料1ページのところで、事業費としては1億1,925万2,000円に対して、臨時交付金が1億87万1,000円措置されるという中で、当初予算も含めまして、先ほど議員言われましたように事業費があって、一般財源分が3億3,644万6,000円、交付限度額が2億6,867万6,000円、差し引きしまして6,777万円、この分が財政調整基金で対応すると。予算上は一応、交付限度額よりも事業費自体は膨らんでいるということですが、決算ベースで考えたときには若干余裕がもう少し、当初予算の段階で計上した数字でいきますと、財政調整基金で充当した数字というのが1億1,403万円でございます。決算を見込んだ中の事業充当活用事業ということで数字を出しておりますので、このたびの補正だけで考えますと、臨時交付金分そのものの事業は充当していないということで、当初予算の分を充てた形になっております。その他、決算的にいきますと、ほぼほぼっていいですか、もう少し余裕があるかも分かりません。その中で、このたび、水道使用料の減免分4,762万9,000円をこの臨時交付金を財源として活用するというように考えております。

この資料に上げてます事業、県支出金につきましては、国県支出金の中に含まれているということでございます。商店街お買物券事業におきましては、県の補助金が788万1,000円、一般財源が394万2,000円ということで、その分に対して臨時交付金を充当するという考えのものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） そしたら、県支出金については、国庫支出金の中に入っているということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、ここ、国庫支出金と書かずに、等とか何か書いていただいたら非常に分かりやすいんじゃないかなと思ってしまうので、今後少し検討いただけたらなというふうに思います。

なぜ財源のことをちょっとお聞きするかというと、今回の経済対策について、過疎債等を使えないのかなというふうに思うんですね。一般財源持っていると、私の単純な頭で考えていくと、3.3倍の事業ができるなというのをすぐ考えちゃうんですね。ただ、過疎債等については限度額があるよということで、様々なものについて、ハードな部分、ソフトな部分ってあるんですけども、こういったものについてはソフトの部分が多いかなと思うんですけど、現在の新温泉町における過疎ソフトの限度額と、今既にもう使ってる過疎ソフト、その額について併せてお聞きできるかなというふうに思います。というのも、先ほどお話ししてたように、単純に差額でいくと、今使ってる地方債を除けば7,000万円以上という額になるので、決算ベースで支出が抑えられたとしても、満額抑えられていくというふうにはちょっと思いづらいところもありますんで、それを含めて、その辺についての工夫ができないのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 過疎ソフトの限度額につきましては、ちょっと調べましてお答えをさせていただきます。

経済対策につきましては、事業予算ベースでいきますと、予算ベース、イコール交付金限度額にしますと、100%の執行はなかなか難しいケースも出てきますので、ある程度、歳出予算っていうのは多めに充当しておく必要があるというふうに考えております。最終的に限度額に近い決算になるとと思われる数字を見込んだ結果が、こういうこのたびの補正の額ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 過疎債のソフト分の限度額でございます。新温泉町で1億1,500万円でございます。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前9時24分休憩

午前9時25分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 先ほど申し上げました過疎債限度額1億1,500万円、全額予算措置しているということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 既に予算措置されてて、それは緊急経済対策のほうではない形の部分が8,000万円よりちょっと多いぐらいという状況になってるということです。実際の施策でどこに重点を置かれるかということはあるわけですが、そういった過疎ソフトも柔軟な形で使えるお金だというふうに認識してはいるんですけども、そういったことの中で、経済対策についてどういうふうに取り組まれるかということについては、もう全額使われてるので、これから割増しが総務省から交付されるということはないと思うんですけども、そういったことをトータルとしてお考えいただけたらなということを思います。

そのほか、一般財源の使い方については、非常に神経質になっていただけたらなと勝手に思っています。先ほど、多めにしとかないとせっかくの交付されたものが満額使い切れないということが起こってくる可能性があるという御説明を総務課長のほうからいただいたわけですが、それについてはある意味で全く同感といいますか、理解をさせていただきます。ただ、それがどれぐらいになるかなというあたりを、めどを一応持っておかれないと、過ぎたる形で一般財源を全部というか、ただ使い切ってしまうということになってしまうので、一般財源についてはその辺りで慎重に使っていただけたらありがたいなと。

そういったことの中で、今回の水道の基本料金ということ、これについては、いろん

な効果の見方っていうのはあるかもしれませんが、ただ、今この町に何を求められてるかなということ考えたときに、比重をどこに置くかとしたら、果たして本当にベストな施策なのかなということについては、ちょっと疑問を感じる部分もありますので、それについては、財源の使い方を非常に神経質になっていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 財政運営につきましては、議員御意見のとおり、慎重に進めてまいりたいというふうに思います。過疎につきましても、過疎計画等を踏まえる中で、ハード事業、ソフト事業を有効に利用していきたいというふうに考えておりますし、その他、有利な財源等も十分考慮をしながら予算編成も行ってきております。今後の補正が必要な際にも、そういった財源を意識しながら運営していきたいというふうに考えます。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今御指摘の中で過疎債というのがよく出てくるわけですが、今言われましたように、限度額というものがございます。毎年10年間の、今年度も今取り組んでおりますけども、10年間の財政計画を立てるという作業を毎年ローリングしてやっております。その計画を立てた後に、副町長ヒアリングということで、県の市町振興課のほうに、総務課、財政、それから、私も含めまして、10年間投資事業のどこに計画的に過疎債を充てるのかというふうな財政見通しを毎年かなりシビアにやっておるところでございますので、そういった長期的な予定の中にも過疎債を割り当てているということがございますので、今言われましたような観点も持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

質問のある方は、挙手して、議長と呼んで、お願いします、番号と。

○議員（5番 米田 雅代君） 議長、5番、米田です。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 先ほどの水道使用料の減免の件についてですが、財政的な部分の中で、今回措置を取られたということで、財政的な部分のほうでお聞きしたいんですけども……（「財源」と呼ぶ者あり）財源のほうでお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） どうぞ。

○議員（5番 米田 雅代君） 令和2年度のとくに、同じような減免措置を取られたときの報告書の中で、感染症の拡大に伴う経済的な影響に対する支援措置として4か月間の、令和2年6月分から令和2年9月分まで水道料金の基本料、使用料を免除する措置を実施したというふうに書かれております。あくまでも、感染症の拡大に伴う経済的な影響に対する支援措置です。今回の場合の同じ施策を取られるということは、今の現状

に対して、私は拡大期ではないとは思っておりますので、そういう拡大期のときに取られた措置と同じ措置を取られる、同じような形のをされるってということに対しての整合性っていいですかね、そういったところをどのように考えて今回取られたのか。それとともに、昨日、国保の件では、コロナの影響が収まりつつあるように思われるので、税率を令和元年のところに戻すようなお話がありました。そういったところの中で、どのような認識でおられるのかお聞きしたいです。（「所管の委員だけでええだか」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前 9 時 3 2 分休憩

午前 9 時 3 3 分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 所管委員会ということで、財源のことをということでしたので、今回の交付金につきましては、物価上昇というふうな側面も非常に大きいところがありますので、それに見合った財源ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 牧場公園課にお尋ねをいたします。16ページ、補助金、但馬牛博物館校外学習受入事業の25万円、大変結構な事業だと思うわけですが、新しくこれは創設されたというように説明受けたですけど、こういう場合は補助金要綱とか、そういうものが要ると思うんですけど、ありませんか。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 補助金についての要領等については、策定ということで動いております、先日の委員会のほうでも配らせていただいたようなところですが、作成ということで考えております。

○議員（15番 小林 俊之君） 了解。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 4ページの町債のことで、林業債ということで、春來と塩山の治山事業というように書いてあるんですが、17ページ、歳出のほうですね、林業振興費の中で補正で特定財源が1,750万円という形で、委託料が610万円と工事請負費が990万円、1,600万円ということで、これが春來の治山事業で、緊急自然災害防止対策事業債で1,600万円、残りが150万円ってということですけど、それが塩山のほうの治山事業になると思うんですけど、これが予算書上にちょっと消えているというか、その辺りの説明をお願いしたいです。

それとあと、地方債のほうのことで、同じ塩山地区で治山事業のほうは合併特例債を使われ、今度、土木費のほうなんですけど、道路改良事業には過疎債を使うというふうに地方債のほうのところに書いてあるんですけど、この使い分けっていうののちょっと説明をお願いしたいと思います。

それとあと、企画費ですね。6ページの企画費のJRの山陰本線利用促進の支援事業なんですけど、直接の利用料金の補助が42万1,000円で、グッズのほうは55万円っていうのをちょっと何かバランスを考えると、料金補助のほう多いのがしかるべきでないかと思うんですけど、その辺りの考え方を教えてください。

それから、もう1点、いろんな今回コロナ関係で補助金が出て、10分の10とかあるわけですが、補助金によって、消費税は含まないとかいう、消費税分は補助団体負担みたいなものもあるんですけど、ちょっとそこら辺の違い、全額補助と、同じ10分の10だけど消費税は対象外みたいなのを、ちょっと説明をお聞かせください。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） まず最初に、17ページの財源、町債の1,750万円と事業費とが合わないのではということだったと思います。言われましたように、治山事業分としまして1,600万円、差額の150万円につきましては、合併特例債での治山事業分として、これは県要望に伴う増額したもので歳出は上がっておりませんが、財源充当のみ、財源振替ということで増額しているということになります。

それと、過疎債等の使い分けということです。明確に道路事業、例えばこれは過疎債を使って、これは他の事業を使ってということではなくて、それぞれ対象となる事業、まず有利な過疎債に充てれる事業を充当する中で、限度額がありますので、それに合うほかの財源充当ということで、他も有利な起債を順次充当していくという考え方でございます。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） JR山陰本線利用促進の鉄道往復利用支援事業につきまして御質問いただきました。

乗車券補助の部分と、それからノベルティーの部分との予算額の大小がちょっと若干あるということでの御意見でございますが、今回、JR西日本が公表しましたローカル線に関する課題認識と情報開示につきましては、浜坂駅発の豊岡駅または鳥取駅までの区間につきまして、利用者数が少ないということがございました。そこで、できるだけ浜坂駅からのJR利用者を増やしたいという中での事業でございます。その中で、今回日程を設定をしまして乗客を増やす施策ということで、往復の利用者に対しての片道の補助をいたすものでございます。ただ、今回どれぐらいの利用者が実際使っていただけるかというのが分からない中で、1本当たり50人ぐらいをめどにしたいということで、乗車券の支援の部分につきましては、6本掛ける50人ということで600人をめどにしたところであります。一方で、ノベルティーの部分につきましては、町民の鉄道利用の

増加と、路線維持に対する意識の向上という部分での役割を担ってもらうということで作成をするものでございます。これにつきましては、この600人と、それから、子供につきましては半額料金ですから、大人1人分で2人乗れるという部分もありますので、もう少し人数的にはしっかり使っていただければ650人なり700人になる可能性もございます。啓発につきましては、この事業のみならず年間を通じてしていくということもございますので、そういうことにノベルティーの部分につきましては、予算が少し多いですけども使わせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つのコミュニティ助成事業の関係で、対象額の中に消費税が含まれているかどうかという御質問でしたが、こちらにつきましては含まれております、含んだ額となります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしましたら、林業振興費のほうの件ですが、150万円の治山事業については、一般財源から地方債に変わったと、合併特例債に。それで、同じ塩山で治山工事が合併特例債、道路改良が過疎債ということは、最初に道路改良のほうが上がって、その後で治山工事が出てきて、過疎債のほうがいっぱいだったから、その次に有利である、順当率95%ですか、過疎債は100%ですから、次に有利な合併特例債に変えたという認識でよろしいでしょうか。

それとあと、JRの件ですが、これはそうすると、今の説明だと、ノベルティーグッズについてはこの補助事業を使った方には出すんですが、それ以外の方にも啓発として出すというようにちょっと私は受け取ったんですが、それでよろしいでしょうか。

それから、もう1点、すみません、私、はっきりと言わなかったんですが、補助率10分の10という部分についてちょっと、これ、商店街のお買物事業のことなんですが、これ、町から3分の1で、県が3分の2の補助ということになっております。それで、その部分について、消費税分はその補助団体の負担というふうになってると聞いてるんですが、そのほかいろんな事業は10分の10、今言われたコミュニティ事業とかは10分の10、消費税も含めて、そこのちょっと違いというか、どういう理由でそのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） JRのノベルティーの関係でございますが、当初といたしますか、今回の鉄道往復利用支援事業に当たってのノベルティーということで作らせていただきたいというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたように、どれぐらい、600人を見込んでおりますけれども、来ていただけるかっていう部分は分かりませんので、また、先ほども申し上げたとおり、意識の向上、いわゆる啓発が年間を通じて必要だというふうに思っておりますので、使い切れない部分につきましては、年間でまたいろんな施策を考えたいと思っておりますので、それに活用させていただけたらというふうに思っております。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） お買物券の補助の関係でございますけれども、県補助の要綱により消費税分が別途という形になるものでございます。近年の補助金の制度が国、県におきましては、消費税分対象外というものが増えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 起債の件です。議員言われますように、過疎債につきましては充当率が100%、交付税率70%でございます。合併特例債につきましては、充当率95%で、交付税率が70%ということで、当初予算、一般財源であったものをこのたび起債を充当したということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） JRの今の件についてですが、普通こういった事業といえますのは、使われて、それに対して、後から支払いと言ったらおかしいですけども、そういったような補助金といいますか、そういったものを出すっていうのは普通の在り方であろうと思うんですけども、今回は先に回数券を買われる、その回数券が余った場合はどうされるんでしょうか。まずその辺の普通の、私が普通思ってる事業の在り方としては、後で助成金を多分お渡しするって変な言い方ですけども、そういうような、すると思うんですけども、今回は先に回数券を買われた中での事業をされる、その辺のところの認識っていったらおかしい、その辺のところをちょっとお聞きしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 御質問の件につきましては、本来こういった事業につきましては、実施をした何かしら証明書などを提出をいただいて、それを確認をして支援をするということが多くありますが、他市町におきましても、そういうことを実施されてる経過がございます。ただ、実施の問題点としまして、やはり証明の関係を役所まで持ってきていただいて、申請書なりを出して、切符なんかも持ち出しの承認をいただいて添付をするというふうな、手続的に非常に多くのプロセスが必要になってくるということがあります。今回、豊岡駅または鳥取駅の利用券につきましては、金額的に1,000円未満ということもあって、そういう手続が煩雑であるとなかなか利用していただけないというふうな見込みがございます。そういった場合に、職員が特設窓口を使って、来られた方の顔を見ながら、そのごとに回数券を購入をして無駄なく支給をしていくというやり方にさせていただいて、要は、利用者にとっていろんな手続がないように、できるだけ簡素にしたいという思いがございました。

回数券につきましては、3か月利用期間がありまして、その顔を見ながら、順次買い足していくというやり方をしていきます。もし、残数が出ましたら返金といいますか、交換をしていただくということが可能でございますので、それは駅のほうとの交渉もさせていただくということになっております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 補助事業の場合、2つやり方がございます。ちょっと行政用語になりますが、償還払いと現物給付、今回の場合は現物給付に当たるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ちょっと今の件についてですが、顔を見てというような表現があったんですけど、これ、町民に対する事業ですよ。町民か否かっていうようなこと、職員が把握されている方ならいいですけど、知らない人でというような、その辺どうやって見分けるかというか、そこ、いかがでしょう。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 町民対象ということにしておりますので、基本的に駅の特設窓口でしっかり今回利用をしていただく方のお名前、住所を書いていただく、簡易な申請書といえますか、そういったものを書いていただくことにいたしております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 今、JRの件なんですけども、本事業については子供を含めた町民の鉄道利用のきっかけづくりの一環として実施するってということで、わざわざ夏休みに実施をされるわけで、しかも限定3日間にされておられます。7月30日、8月7日、20日と、土曜日、日曜日ということで、場合によっては保護者の方で、例えば土日休みの方ばかりには限らないと思うんですけども、例えばこの3日間で、先ほど言った、そのたびに回数券を買い足すので余らないような状態にするっておっしゃられましたけども、例えばこの予算額の中で、平日とかそういったものを入れられるとか、増やすってようなお考えはないんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 職員の中で検討した中では、この土日が一番たくさんの方に御利用いただけるんじゃないかということで、土日を設定をいたしております。今回初めての試みでありますので、私たちも実際いつがたくさん使っていただけるとか、こういった時間帯がってということも、これからまだまだ検討していく必要があると思っておりますので、今回はこの土日の3日間でさせていただき、職員が出て、実際にはいろんな聞き取りも会話の中でしながら、JRの利用促進についてのお願いとか、そういったこともしたいと思っております。そんな中で、また平日の利用者が必要だということであれば、これは今回だけで終わる事業ではないと思っておりますので、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） すみません。では、ただいまの件ですけど、山陰本線利

用促進の件についてです。今回のこの企画、すごく本当にいい企画だと思います。子供たちにとっては、JRっていうのは本当に乗りたくて乗りたくて仕方がない事業ですので、こういう機会をつくっていただいたっていうのは本当にありがたいです。

今回、予算出ますけど、もし仮に、もしですけど、希望者が多くて、予定をオーバーしたりとかした場合も対応していただけるんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それぞれ豊岡方面、鳥取方面、また、それぞれの汽車の時間帯に応じて多少の増減があるかと思しますので、そこら辺は柔軟な対応をしていきたいと思いますが、総枠につきましては、もう予算が関係する部分でございますので、もし定員以上の利用があった場合につきましては、それはもうお断りをするしかないというふうに思っております。

○議長（宮本 泰男君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 予算内ということで致し方ないとは思いますが、なるべく子供たちの夢を実現していただきたいと思しますので、でも、企画していただいたっていうのが本当にありがたいんで、続けていただければと思います。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 子供たちは、今後においてJRを利用する期間っていうのはまだまだこれから長い年齢だと思っております。また、1歳からは鉄道に対して興味を持ち始めるというふうなデータもございますので、できるだけたくさんの子供に使っていただきたいというふうに思っております。今回、呼びかけに当たりましては、子供たちが鳥取方面、豊岡方面で楽しめるようなところも御案内をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 私もJR利用について。1回当たり50人程度ということで、1両当たりが50座席程度というふうな設定になっているので、それは分かるんですけども、ちょっと駐車場が心配なんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。2人以上10人以内での複数人での鉄道往復利用と書いてあるんですけども、だとしたら、最大25組ぐらいが車で、この地域だと来られる可能性があるのかなと思うんですけども、20組以上を賄えるだけの駐車場というのが心配なんですけども、その辺り、お考えをお聞かせください。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 駐車場問題につきましては、今も本当に浜坂駅の利用者の方々に御不便かけている部分でございます。できるだけ乗り合わせであったりとか、それから公共施設の駐車場を使っていただくとか、例えば役場であったり、サンシーホールであったり、そういったところの御案内も含めて、駅前の町が持ってます駐車場も御利用いただきながら、それでもオーバーする場合につきましては、ちょっとまた今後の検

討ということをお願いしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） その駅前の駐車場の、山陰プロパンの裏手ですか、のところを見に行ったら、どこが置いていいのか、どこが月ぎめで使っているのか全く分からなくて、勝手に置いたら怒られちゃうんだろなというふうな形で、この間見たら思いましたので、今回を機に整備していただいて、より利用しやすい形にして、鉄道利用をこの機以外でも促進できるような形にさせていただけたらと思います。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 駅前の駐車場につきましては、この前も一般質問もいただいたところでありますので、使いやすいような整理、一定の、自由に止めるという部分につきましては、長期の駐車であったり、誰が止めてるか分からないということもありますので、制限をする必要があるかと思っております。そこら辺を整理をしながら、町民の方に使っていただけるような駐車場の運営方法につきましてはまた総務課と引き続き協議をさせていただいて、できるだけ早い段階で、有効に利用できるように考えていきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） ちょっと休憩していただだけませんか。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10時15分まで。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第41号から議案第47号までの令和4年度特別会計及び公営企業会計7会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第3 議案第41号 から 日程第9 議案第47号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第41号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第42号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第43号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第44号、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第45号、令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第8、議案第46号、令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第9、議案第47号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第41号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてから議案第47号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第41号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第42号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第43号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第45号、令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第46号、令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 一つお尋ねをいたします。26ページに、収入の中で、県の補助金で、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入体制確保事業補助金、こういうのが載っておるんですけども、この疑いというのはどういう内容でしょうか。この前と何が違うのか、病院の体制が変わるのか、発熱外来なり、そういうのがいい例だと思っておりますけども、それはどうなんでしょうか。

それから、30ページの支出、いわゆる資本的収入及び支出の中で、施設用器械備品購入ということになっておりますけど、これの内容をもう少し詳しく、何のための備品なのか、お尋ねいたします。

○議長（宮本 泰男君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 所管の委員会のほうでは御説明を申し上げておりましたけれども、浜坂病院で発熱外来を行っております。このたびの補助金につきましては、救急医療、発熱外来で例えば入院が必要になったという患者の体制を整えるであるとか、救急の発熱外来の環境の整備であるとかいうことを対象とした補助金でございま

す。

疑い患者の受入れといいますのは、所管の委員会では御説明申し上げましたけれども、実は1月の下旬に病院のほうでコロナを、院内感染が起こったことを受けて、今後の新興感染症に対応し得るべく、感染症に対応した病床を、手挙げを実はしております。それが4月11日で、2床設定をしております。実際に5月30日には、豊岡健福のほうから町民の方で1人受け入れてくれないかということで、既に受入れを行っているところです。10日、症状が寛解して退院をされておりますけれども、そういった体制を浜坂病院のほうでは現在進めて、受け入れております。所管の委員会では御説明を申し上げておりましたけれども、御存じなかったかもしれません、申し訳ございません。それに対応するべく、このたび10分の10の補助金を活用して、例えば、現在、陰圧室が1室しかございませんので、こういった陰圧装置、こういったものを購入したりであるとか、あとは、発熱外来が簡易なブルーシートを敷いて行っておりますので、それを、旧保健センターですけれども、そこにタイルカーペットを敷き詰めて、今後に対応したりであるとか、あとは、そうですね、ディスポの吸引器であるとか、感染性のフットペダル等をそれぞれ購入する予定にしております。資本のほうに勘定しているものにつきましては、今、中井議員御質問のものにつきましては、こういった簡易陰圧装置であるとか、あとは、ヘパフィルターといたしまして、こういったパーティションですね、これで、こっちが吐くほうで、こっちが吸うほうみたいな、そういった2台を一对として、こういったものも発熱外来に置いたりだとかいうことを資本のほうで備品として購入を計画をしているということです。既にこういったパーティションにつきましては、令和2年度でしたか、購入をしておりますけれども、一般会計から経済対策でいただいて。改めて、これでしたら可動ができますので、こういうものを整えていこうじゃないかということで計画をしているということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 諮問第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、太田さかえ氏は、令和4年9月30日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。後任につきましては、畑達彦氏をお願いいたしたく御提案申し上げるところであります。畑氏は、住所は新温泉町竹田1567番地、昭和27年8月14日生まれで69歳、平成24年7月まで警察官として事件、事故での被害者等の人権に関わった経験が豊富なことから、委員として適任と考え、御提案するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） ただいま畑さんの経歴を少し説明をいただきましたが、こういうような委員をお願いをしたり受けたりするということは大変なことだということとは十分理解をしております。ただ、推薦についての根拠法令を見てみますと、審議資料の34ページについてるわけですが、この根拠法令の3番に当たるではなからうかと思うわけですが、その中のどれに当たるかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3番に当たると考えております。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 根拠法令の3番の中からどれかに当たるから推薦をされてるだろうと思うわけですが、ここに内容が細かく書いてありますけれども、このどの部分に当たるかということの説明をお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3番の部分の「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ」、こういった部分に当たると考えております。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 今町長が説明をされましたけれども、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある、これ3つが社会実業家のことを意味していると私は思うんです。人格識見高い社会実業家、実情に通じた社会実業家と、そういうような文脈になってくると思うんです。違うでしょうか。そのほかのところ、その下をずっと見てみると、どうも当たるところはないかなと思いながら説明を聞いているということですので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この3行目の部分に「教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等」という、このもう一つ前の「等」も含めて、「等」という言葉に当たると考えております。

○議員（15番 小林 俊之君） 休憩をお願いします。3回済みでしたから休憩をお願いします。いいですか、いけませんか。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じて、再開いたします。

そのほか質問ありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 私はこの方をよく存じております。三田の警察署長も最終的にはおやりになって、その後、地区内の区長もやられて、ここの中の社会実業家というか、そういう方に当たるのではないかと解釈いたします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は、議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、浜田直子君、8番、河越忠志君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票について賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（島木 正和君） それでは、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。浜田直子君、河越忠志君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 14 票、反対 1 票です。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、本件については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 11 請願第 1 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 11、請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率 2 分の 1 の復元をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

浜田民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 失礼します。請願審査報告をさせていただきます。

民生教育常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第 9 3 条の規定により報告いたします。

全会一致で採択すべきものいたしました。

詳細につきましては、先日の委員会報告と併せていただきます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。委員長、ありがとうございます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

追加日程第1 意見書案第1号

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。ただいま意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることを決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書の提出について、朗読をもって説明いたします。

別紙、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を、新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和4年6月2

1日提出。新温泉町議会議長、宮本泰男様。提出者は私、森田善幸と、賛成者は米田雅代議員、重本静男議員であります。

では、朗読いたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書(案)。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。萩生田前文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状態となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じていることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

第1点、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。第2点、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。第3点、自治体で国の学級編制標準より引き下げた学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。第4点、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年6月21日。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様。兵庫県新温泉町議会議長、宮本泰男。

以上であります。

○議長(宮本 泰男君) 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 森田議員、ありがとうございました。
質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第1号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は議長において処置することに決定しました。

日程第12 議員派遣

○議長（宮本 泰男君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました4件に派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（宮本 泰男君） 日程第13、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申出が出されておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定します。

第116回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月8日に開会以来、会期末となる本日まで条例の改正、令和4年度一般会計補正予算など重要な案件について御審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであります。その御精励に対し深く敬意を表します。

また、町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、誠意を尽くした説明をしていただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものでございます。

結びに、議員各位並びに町当局におかれまして、町政発展のため御努力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 6月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の結果の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新温泉町のさらなる発展に向けて、一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第116回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時08分閉会
